

(あて先) 姫路市長 清元 秀泰

委任状

1. 【委任者（世帯主）】（国民健康保険法により申請・届出義務は世帯主にあります。）

住 所	姫路市		
氏 名		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
電話番号	() -	記号・番号	

私は下記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

2. 【代理人】（申請・届出等をするために来庁する人）

住 所			
氏 名		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
電話番号	() -	委任者との続柄	

3. 委任する事項（委任する区分に○印を記入してください）

区 分	手続名	委任者の 身分証明	担当
【届出・申請に関すること】			
	加入の手続き	-	資格 賦課
	資格確認書・資格情報通知書の交付・再交付申請（世帯主へ郵送）	-	
	資格確認書・資格情報通知書の交付・再交付申請（同一世帯の家族以外へ手渡し）	要	
	脱退の手続き	-	
	保険料の減免申請、軽減申請	-	
	簡易所得の申告	-	
	マイナ保険証の利用登録解除（資格確認書の世帯主へ郵送）	要	
	マイナ保険証の利用登録解除（資格確認書の手渡し）	要	
	給付の申請（高額療養費、療養費、出産育児一時金、食事療養費、葬祭費、傷病届など）	-	給付
	限度額認定証・特定疾病療養受療証の交付・再交付（世帯主へ郵送）	-	
	限度額認定証・特定疾病療養受療証の交付・再交付（同一世帯の家族以外へ手渡し）	要	管理
	納付額の確認書等交付申請（同一世帯の家族以外へ手渡し）	要	
	保険料の還付・充当	要	
	特定健診結果の再交付申請（同一世帯の家族以外は郵送交付）	-	健診
【案内・相談に関すること】			
	保険料の試算（代理人の申し出所得で計算）	-	資格 賦課
	保険料の試算（申告済所得での計算）	要	
	保険料の納付、相談、滞納に関すること	-	収納
	その他（)	-	

4. 添付資料

- ① 全ての手続に代理人の身元確認のため、代理人について別表1にある官公署発行の顔写真貼付の本人確認書類（有効期限内に限る）1点が必要です。別表1にある顔写真貼付の本人確認書類がない場合は、別表2にある確認書類2点でも可能です。
- ② 委任者の身分証明欄に「要」とある手続は、委任事実の確認のため、委任者について別表1にある官公署発行の顔写真貼付の本人確認書類（有効期限内に限る）1点の写しが必要です。別表1にある顔写真貼付の本人確認書類がない場合は、別表2にある確認書類（有効期限内のものに限る）2点でも可能です。

5. 注意事項

- ① この委任状は、委任者が必ず直筆で作成してください。

- ②マイナ保険証の利用登録解除は上記「世帯主」を「申請者」と読み替えてください。
- ③葬祭費支給手続は上記「世帯主」を「葬祭執行者」と読み替えてください。
- ④保険料の滞納がある場合、代理人は委任者に代わって、保険料の支払いその他必要な相談を受けていただくことがあります。
- ⑤マイナ保険証の登録解除申請をされた場合でも有効期限内の保険証を持っている場合は、「資格確認書」は交付しません。有効期限が切れる前に「資格確認書」を送付します。

別表 1

1点でよいもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●個人番号カード（マイナンバーカード） ●運転免許証 ●旅券 ●船員手帳 ●海技免状 ●小型船舶操縦免許証 ●猟銃・空気銃所持許可証 ●戦傷病者手帳 ●宅地建物取引者証 ●電気工事士免状 ●無線従事者免許証 ●認定電気工事従事者認定証 ●特殊電気工事資格者認定証 ●耐空検査員の証 ●航空従事者技能証明書 ●運航管理者技能検定合格証明書 ●動力車操縦者運転免許証 ●教習資格認定証 ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ●写真付き住民基本台帳カード ●公務員の身分証 ●運転経歴証明書（H24.4.1以降発行分） ●特別永住者証明書 ●在留カード ●一時庇護許可証 ●仮滞在許可証 |
|--|

別表 2

2点必要なもの（①+①又は①+②）（②+②は不可）

①

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険の被保険者証（令和7年12月1日まで、有効期限内のものに限る）または資格確認書 ●共済組合員証（令和7年12月1日まで）または資格確認書 ●介護保険の被保険者証 ●年金手帳若しくは基礎年金番号通知書 ●国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ●共済年金若しくは恩給の証書 ●住民基本台帳カード（写真なし） ●検定合格証 ●敬老手帳 ●生活保護者受給者証 ●別表1の仮証明書及び引換証 ●市区町村が発行した医療証 |
|--|

※資格情報通知書（資格情報のお知らせ）は本人確認書類として利用できません。

②

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●学生証 ●法人（国若しくは地方公共団体を除く）が発行した身分証 ●国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付きの資格証明書 |
|---|

※別表1，2共に有効期限のあるものは有効期限内のものに限る。